

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第 4 号

発行:労働金庫連合会(営業推進部) 発行日:2011年4月1日

【第4号の内容】



1. 適格退職年金の最新状況(2010年12月末)

<コラム>

退職金・企業年金ポイント解説(4) ~「退職金・企業年金制度見直しの背景」

2. 特別法人税は2011年6月末まで課税凍結措置延長

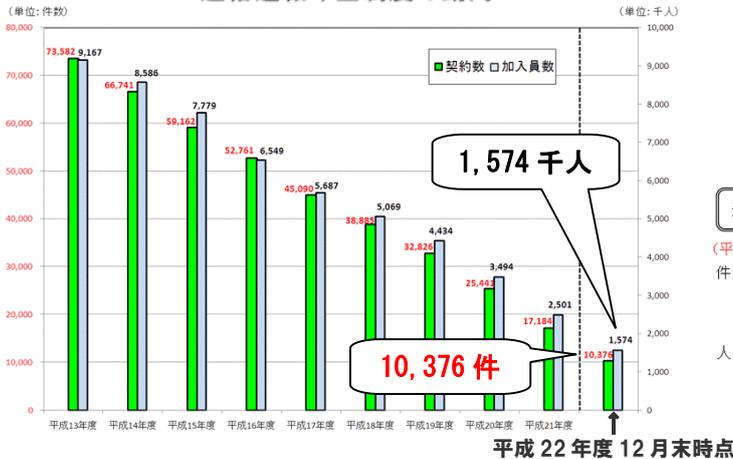
3. 増加する確定拠出年金の自動移換問題

3月11日以降に発生した東北地方太平洋沖地震の犠牲となられた方々に、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被災者およびご家族、ご関係者の皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念いたします。

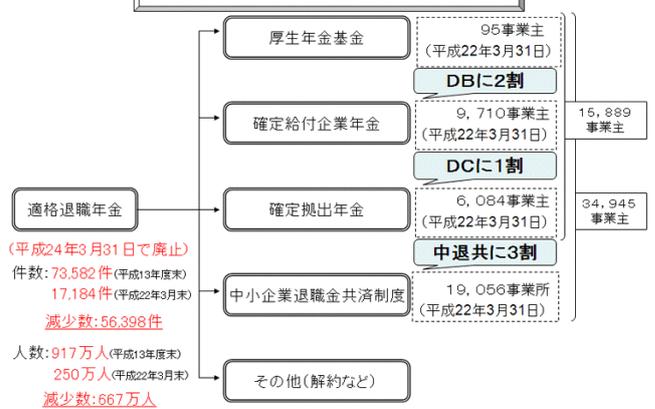
1. 適格退職年金の最新状況(2010年12月末)

2012年3月末の廃止期限が迫っている適格退職年金については、前号で2010年9月末の残存状況をご案内しておりましたが、今般、厚生労働省が2010年12月末時点の残存状況を公表しました。公表数値を見る限り、廃止期限に向けて概ね順調に減少しているようですが、制度移行せずに解約(退職金制度の廃止)というケースも少なからず見受けられます。

適格退職年金制度の動向



適格退職年金の企業年金等への移行状況



出所: 厚生労働省ホームページ

<コラム> 退職金・企業年金ポイント解説(4) ~「退職金・企業年金制度見直しの背景」

退職金・企業年金制度の見直しを何故行わなければならないのでしょうか。適格退職年金制度の廃止、確定給付企業年金や確定拠出年金の導入など日本における企業年金制度の見直しが行われたことが表面的な理由ですが、その背景には、予定した運用収益が得られず企業年金の財政が毀損(結果、企業が補填)する局面が続いたことへの対応策として、確定給付企業年金や確定拠出年金への移行を進めていることが挙げられます。こうした流れは、今後IFRS(国際財務報告基準)が導入される方向であることもあり、当面続いていくことが予想されます。

適格退職年金の移行に関するご相談等がありましたら、
お気軽に最寄りのろうきんにご相談ください。

2. 特別法人税は 2011 年 6 月末まで課税凍結措置延長

企業年金の積立金に課税される特別法人税(税率 1.173%)は、2011 年 3 月末まで課税が凍結されていましたが、2011 年 3 月 31 日、根拠となる租税特別措置を 3 ヶ月間延長するいわゆる「つなぎ法案」が国会で成立し、**2011 年 6 月末まで特別法人税の課税凍結措置が延長されることになりました。**

既に政府税制調査会で認められた 3 年間の課税凍結措置延長が実現するかどうかは、6 月末までに税制改正法案が成立するかどうか委ねられることになりました。特別法人税の課税凍結が解除されると企業年金への影響が大きいことから、今後も本紙面で情報提供させていただきます。

3. 増加する確定拠出年金の自動移換者問題

企業型確定拠出年金の加入者が中途退職する場合、転職先が決まっていなかったり、転職先に確定拠出年金がなければ、原則、個人型確定拠出年金への移換手続きが必要となります。

当該手続きは退職から 6 ヶ月以内に行う必要がありますが、行わない場合には、国民年金基金連合会に自動的に加入記録や積立金が移換され「自動移換者」となってしまいます。

「自動移換者」になると、運用できないので資産を増やせない、老齢給付金の受給可能年齢になっても(個人型確定拠出年金に資産を移さない)受給できない、当該期間中は正式な加入期間と見なされないため受給開始時期が遅くなることある、自動移換される際の手数料や自動移換されている間の管理手数料を資産から徴収されるなど、多くのデメリットがあり、**中途退職等をされる方は 6 ヶ月以内に手続きを行うことが重要です。**

「自動移換者」は 2010 年 10 月末時点で約 24 万人、積立金の金額は 500 億円にも及んでいます。**組合員や従業員が退職する際には、速やかな手続きを案内いただくなど、老後の資産形成に向けたご協力を宜しく願います。**全国のろうきんでも、個人型確定拠出年金の運営管理機関として対応しており、必要な手続き等をご説明させていただきます。

注) 本資料は情報提供を目的としており、勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。

お気軽にご相談ください。ろうきんは労組の「企業年金サポーター」です！

★★★ ろうきんの「企業年金に係る役割発揮宣言」 ★★★

【特徴 1】退職金や企業年金に係る情報を全国無料で提供

企業年金入門セミナー、確定拠出年金制度セミナーなど様々なご要望にお応えします。

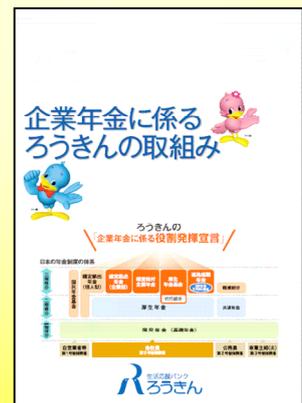
【特徴 2】確定拠出年金の加入者教育をローコストでお手伝い

確定拠出年金で重要な投資教育を 1 回 5,000 円+教材費 1 部 100 円で提供します。

【特徴 3】ろうきんは、企業型・個人型確定拠出年金を取り扱っています

企業型:資産形成に有利な金利の元本確保型商品(5 年定期預金)を提供しています。

個人型:企業型からの資産移換を始めとして全国のろうきんで受付を行っています。



<退職金・企業年金に関するご要望・ご相談などがございましたら、お気軽にお問い合わせください>

労働金庫連合会 営業推進部

Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039 E-mail:suishin@ho.rokinbank.or.jp

生活は、ずっと続くもの。

だからこそ、「パートナー」が大切です。

